

北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画
実施案及び事業実施主体の募集に向けた先行的な情報提供について
（案）

北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画について、実施案及び事業実施主体への応募を検討する事業者に対して、同事業者の技術検討等に必要となる情報を先行的に提供することとしたい。

なお、情報提供の申請については、資源エネルギー庁が保有する情報を含め、本機関にて一括して受け付けることとする。

記

1. 先行的な情報提供の概要

別紙のとおり

2. 申請の受付期間

2024年7月3日（水）から応募意思表明書の提出期限まで

【添付資料】

別紙：北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する実施案及び事業実施主体の募集に向けた先行的な情報提供に関する案内（案）

以 上

北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する
実施案及び事業実施主体の募集に向けた先行的な情報提供に関する案内
（案）

2024 年 ● 月 ● 日
電力広域的運営推進機関
資源エネルギー庁

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）及び資源エネルギー庁では、北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する実施案及び事業実施主体の募集（以下「本募集」という。）に向け、応募を検討する事業者の求めに応じて、本機関及び資源エネルギー庁が保有する技術検討等に必要となる情報を先行的に提供します。

先行的な情報提供を希望する事業者は、本機関にて一括して申請を受け付けますので、以下のとおり本機関に申請をしてください。

1. 先行的な情報提供の対象となる情報
別紙のとおり

2. 申請の受付期間
2024 年●月●日（●）から応募意思表明書の提出期限まで

3. 申請要件
先行的な情報提供を受けるために申請を希望する事業者（以下「申請者」という。）は、以下の申請要件を満たすこと。

本募集において応募意思表明書の提出を検討する事業者であって、次の①～③のいずれかの要件を満たす事業者。

- ① 一般送配電事業者
- ② 送電事業者
- ③ 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者¹であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者

4. 先行的な情報提供の申請方法等

（1） 先行的な情報提供の申請方法

申請者は、「2. 申請の受付期間」内に、以下の書類を添えて、電子メールにて本機関に申請すること。なお、申請の承諾から情報の提供までには、一定の期間を要するため、余裕を持った申請を行うこと。また、申請を含む先行的な情報提供に関する全ての連絡は日本語に限定する。

¹ 新たに設立する法人により許可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする。

- ・ 北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する実施案及び事業実施主体の募集に向けた先行的な情報提供の申請書【様式 1】
- ・ 申請要件を満たすことを証する書類²
- ・ 秘密保持誓約書【様式 2－1】
- ・ 情報取扱者名簿及び情報管理体制図【様式 3】

（２） 提供情報の使用承諾

本機関及び資源エネルギー庁は、申請者が申請要件を満たすかを確認の上、申請者からの申請を受領した日の翌営業日から原則 5 営業日以内に、申請者に対して情報提供の可否を通知する³。なお、本機関及び資源エネルギー庁が 5 営業日以内に通知できない場合には、その旨を申請者に連絡する。申請を承諾しない場合は、申請要件を満たさなかった旨のみを申請者に対して通知する。

その際、本機関及び資源エネルギー庁が、別紙に記載された先行的な情報提供の対象となる情報（以下「提供情報」という。）について提供することを認めた申請者には、提供情報の提供方法⁴についてもあわせて通知する。

なお、提供情報の提供を受けた申請者（以下「情報受領者」という。）は、「6. 提供情報の使用承諾に係る遵守事項」を遵守しなければならない。

また、情報受領者は、本機関及び資源エネルギー庁に申請した情報取扱者名簿及び情報管理体制図【様式 3】に記載された情報取扱者又は情報管理体制に変更が生じた場合には、修正した情報取扱者名簿及び情報管理体制図【様式 3】を遅滞なく本機関に再提出しなければならない。

（３） 情報提供に係る申請等における公表

本機関及び資源エネルギー庁は、申請者からの申請を受け付けるに当たり、申請者名及び情報開示の可否について公表しない。

5. 検討協力事業者への提供情報の開示に係る申請方法等

情報受領者が、応募意思表示及び実施案の検討に当たり、当該検討に必要な知見を有する事業者（以下「検討協力事業者」という。）に対して提供情報を開示する必要がある場合であって、以下の手続きに基づく本機関及び資源エネルギー庁の承諾を経たときに限り、必要最小限の範囲において、当該検討協力事業者に対して、提供情報を開示することを認める。

なお、申請者が「4. 先行的な情報提供の申請方法等」とあわせて、本申請を行うことも可能とする。

（１） 検討協力事業者への提供情報の開示申請

² 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者の場合には、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による送電事業の許可の基準に適合することを説明する書類及び日本国内での特別高圧の送電線工事（発電所又は蓄電所から電力系統への送電の用に供することを主たる目的とする変電及び送電に係る設備を含む）の実績を証明する書類の提出を要する。

³ 申請者から提出された書類に不備がある場合又は申請者が申請要件を満たすことが確認できない場合等には、本機関及び資源エネルギー庁は申請者に対して情報提供を行わない。

⁴ 提供情報については、準備ができたものから順次提供することとなるため、本機関及び資源エネルギー庁の使用承諾後、情報受領者はすぐに全ての情報を取得できるわけではない。また、一部の大容量データについては、DVD・HDD の貸与等による受け渡しとなる場合がある。

検討協力事業者への提供情報の開示を希望する情報受領者（申請者を含む。以下、本項（１）から（３）において同じ。）は、「２．申請の受付期間」内に、以下の書類を添えて、電子メールにて本機関に申請すること。

なお、提供情報の開示を希望する検討協力事業者が複数となる場合、以下の書類は検討協力事業者ごとに作成し、それぞれに申請すること。また、本申請及び本申請に関する全ての連絡は日本語に限定する。

- ・ 提供情報の開示に係る承諾申請書【様式４】
- ・ （検討協力事業者が記載した）秘密保持誓約書【様式２－２】
- ・ （検討協力事業者が記載した）情報取扱者名簿及び情報管理体制図【様式３】

（２） 検討協力事業者への提供情報の開示の承諾

本機関及び資源エネルギー庁は、情報受領者の申請を受領した日の翌営業日から原則５営業日以内に、情報受領者に対して申請のあった検討協力事業者への提供情報の開示の可否を通知する。なお、本機関及び資源エネルギー庁が５営業日以内に通知できない場合には、その旨を申請者に連絡する。申請を承諾しない場合は、申請要件を満たさなかった旨のみを申請者に対して通知する。

本機関及び資源エネルギー庁が情報受領者からの提供情報の開示を認めた検討協力事業者は、承諾を受けた日から情報受領者から提供情報の開示を受けることができる。

なお、情報受領者は、情報受領者から提供情報の提供を受けた検討協力事業者（以下「第二次情報受領者」という。）をして、「６．提供情報の使用承諾に係る遵守事項」を遵守させなければならない。

（３） 検討協力事業者への情報提供に係る申請等における公表

本機関及び資源エネルギー庁は、情報受領者からの申請を受け付けるに当たり、当該情報受領者名及び検討協力事業者名並びに当該検討協力事業者への情報開示の可否について公表しない。

６．提供情報の使用承諾に係る遵守事項

情報受領者は、提供情報の取扱いに関して、以下の（１）～（４）の事項を遵守しなければならない。

なお、本機関及び資源エネルギー庁は、情報受領者が以下の事項のいずれかを遵守していないと認めた場合には、当該情報受領者（第二次情報受領者に提供情報を開示している場合にあつては当該第二次情報受領者を含む。）の名称及び情報漏洩の概要等について公表する場合があるとともに、当該情報受領者が本募集においてあらゆる立場で本事業へ関与することを認めない等の措置を講ずる場合がある。

（１） 提供情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

情報受領者は、本機関又は資源エネルギー庁から受領した提供情報について、本募集における応募意思表示及び実施案の検討に限り利用することを目的とし、情報受領者が提供情報を当該目的以外の目的で利用し、また、提供情報を第三者に提供又は漏えいしないこと（ただし、「５．検討協力事業者への提供情報の開示に係る申請方法等」に基づき情報受領者が本機関及び資源エネルギー

一庁に対して検討協力事業者への開示申請をし、承諾を得た検討協力事業者に開示する場合を除く。）。

また、情報受領者は、第二次情報受領者に対する提供情報の提供について、本募集における情報受領者の応募意思表示及び実施案の検討に利用することのみを目的とし、第二次情報受領者をして、提供情報を当該目的以外の目的で利用させず、また、提供情報を第三者へ提供又は漏えいさせないこと。

(2) 情報受領者における提供情報の破棄

情報受領者は、以下①～④のいずれかに該当した場合、速やかに提供情報（複写等した場合には当該複写等した物を含む。）を全て破壊し、又は復元できないよう消去した上で破棄すること。

- ① 本募集において応募意思表示書の提出期日までに応募意思表示書を提出しなかった場合
- ② 本機関から有資格事業者とならなかった旨の通知を受け取った場合
- ③ 実施案の提出期日までに有資格者事業者として実施案の提出を辞退する旨の書類を本機関に提出した場合
- ④ 上記のほか、本機関又は資源エネルギー庁から指示があった場合

(3) 第二次情報受領者における提供情報の破棄

情報受領者は、第二次情報受領者に提供情報を開示した場合であって、上記(2) ①～④のいずれかに該当したときは、速やかに第二次情報受領者に対して、提供情報を上記(2) に定める方法で提供情報を破棄するよう通知し、第二次情報受領者をして、当該方法をもって、提供情報を破棄させるとともに、第二次情報受領者が提供情報を破棄したことを確認すること。

(4) 提供情報の破棄の届出

上記(2) 又は(3) に定める場合、情報受領者又は第二次情報受領者は、提供情報が破棄された後速やかに、秘密情報の破棄に係る報告書【様式5】を作成し、また、第二次情報受領者に対して提供情報を開示した場合にあつては、情報受領者は、開示した提供情報を第二次情報受領者が破棄したことを確認し、秘密提供の破棄の確認に係る報告書【様式6】を作成し、本機関に届出を行うこと。

提供情報を破棄する期限は、上記(2) ①～④に該当した日からそれぞれ30日以内とする。

7. 申請先・問い合わせ先

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する先行的な情報提供窓口

E-Mail : seibikeikaku-east@occto.or.jp

(別紙)

先行的な情報提供の対象となる情報

1. 本機関が提供する「北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画 基本要件及び受益者の範囲」（2024 年 4 月）の検討に用いた以下の情報
 - ・ 海底ケーブル敷設ルート検討の考え方
 - ・ ルート検討における埋設可否の判定フロー
 - ・ ルート検討にて防護方法を選定した際の判定フロー
 - ・ ルート
 - ・ ケーブル仕様
 - ・ 揚陸点
 - ・ 交直変換設備の設備構成及び仕様（検討経緯を含む。）
2. 資源エネルギー庁が提供する「令和 3 年度補正 再生可能エネルギー大量導入に向けた次世代型ネットワーク構築加速化事業」における以下の情報
 - ・ 海域実地調査の結果
 - ・ 揚陸点調査の結果
3. 資源エネルギー庁が提供する「令和 4・5 年度補正 再生可能エネルギー大量導入に向けた次世代型ネットワーク構築加速化事業」における以下の情報
 - ・ 海域実地調査の結果
 - ・ 揚陸点調査の結果
4. 資源エネルギー庁が提供するファイナンスの検討に係る資料
5. 上記のほか、情報受領者から本機関及び資源エネルギー庁に対して提供の求めがあり、本機関及び資源エネルギー庁にて提供することを決定した情報

(様式1)

年 月 日

電力広域的運営推進機関 殿
資源エネルギー庁 殿

【申請者】

所在地

名称及び代表者の氏名

印

**北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する
実施案及び事業実施主体の募集に向けた先行的な情報提供の申請書**

当社は、下記のとおり、北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集（以下「本募集」という。）に向けた先行的な情報提供に対する申請要件を満たしておりますので、当該情報提供について申請します。

なお、「北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備企画に対する実施案及び事業実施主体の募集に向けた先行的な情報提供に関する案内」に記載された事項について遵守いたします。

記

1. 本募集への応募意思の検討（以下に☑を入れること）
☐ 当社は、本募集において応募意思表明書の提出を検討しています
2. 該当する申請要件（以下のいずれかに☑を入れること）
☐ 一般送配電事業者
☐ 送電事業者
☐ 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者
3. 上記申請要件を満たすことを証する書類（別途添付すること）
4. 申請者連絡先
 - (1) 社 名：
 - (2) 部 署 名：
 - (3) 申請者名：
 - (4) 住 所：
 - (5) 電話番号：
 - (6) メールアドレス：

電力広域的運営推進機関 殿
資源エネルギー庁 殿

本社所在地

会 社 名

印

秘 密 保 持 誓 約 書

当社は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）及び資源エネルギー庁が実施する北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集（以下「本募集」といいます。）に向けた先行的な情報提供において、第1条に定める情報の取扱いに関して以下のとおり誓約いたします。

第1条（定義）

本誓約書に定める秘密保持等の対象となる「情報」とは、「北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する実施案及び事業実施主体の募集に向けた先行的な情報提供に関する案内」（以下「本案内」といいます。）の別紙（先行的な情報提供の対象となる情報）に記載された情報をいいます。

第2条（適用除外）

前条の定めにかかわらず、以下の情報は秘密保持の対象外といたします。

- a) 提供を受ける前に既に保有している情報
- b) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- c) 本誓約書に違反することなく公知となった情報
- d) 広域機関、資源エネルギー庁又は関係する電気供給事業者が、第三者に提供可能であることを明記の上、提供した書類又は成果物に記載された情報

第3条（秘密の保持）

当社は、広域機関及び資源エネルギー庁に提出した情報管理体制図に基づき情報を適切に管理し、提出した情報管理体制図に変更があった場合には、遅滞なく広域機関及び資源エネルギー庁に変更した情報管理体制図を届け出ます。

第4条（目的外利用等の禁止）

当社は、広域機関又は資源エネルギー庁より提供された情報について、本募集における応募意思表示及び実施案の検討に限り利用することを目的とし、当社は、応募意思表示及び実施案の検討以外の目的で情報を利用（以下「目的外利用」といいます。）いたしません。

第5条（情報漏えい等の禁止）

当社は、広域機関又は資源エネルギー庁より提供された情報について、いかなる方法によっても情報を開示又は漏えい（以下「漏えい等」といいます。）いたしません。（ただし、当社が本案内に定める情報受領者である場合には、本案内の「6. 提供情報の開示に係る申請方法」に基づき当社が広域機関及び資源エネルギー庁に対して検討協力事業者への開示申請をし、承諾を得た検討協力事業者に開示する場合を除きます。）

第6条（情報漏えいを発見した場合の措置）

当社は、情報の漏えい等又は目的外利用を発見した場合、直ちに広域機関及び資源エネルギー庁に書面で通知いたします。この場合、当社は情報の拡散を防止するために、広域機関、資源エネルギー庁、関係する電気供給事業者その他の関係者に協力いたします。

第7条（誠実協議）

本誓約書に関する紛争が生じた場合には、当社は、広域機関、資源エネルギー庁、関係する電気供給事業者その他の関係者と友好的に解決するよう誠実に協議いたします。

第8条（提供された情報の破棄）

当社は、本募集において応募意思表明書の提出期日までに応募意思表明書を提出しなかった場合、広域機関から有資格事業者とならなかった旨の通知を受け取った場合、実施案の提出期日までに有資格者事業者として実施案の提出を辞退する旨の書類を広域機関に提出した場合又はその他広域機関若しくは資源エネルギー庁から指示があった場合、本誓約書の秘密保持等の対象となる情報（複写等した場合には当該複写物を含む。）を全て破壊し、又は復元できないよう消去した上で破棄し、破棄したことを報告いたします。

また、当社が、第二次情報提供者（本案内に規定する「第二次情報提供者」をいいます。）に対して開示した提供情報については、当社が上記に該当した場合には、速やかに第二次情報提供者に対して提供情報（複写等した場合には当該複写物を含む。）の破棄を通知し、第二次情報提供者をして、提供情報を全て破壊させ、又は復元できないよう消去した上で破棄させ、破棄を確認したことを報告いたします。

第9条（本誓約書の期間）

本誓約書により当社と当社より情報開示を受けた検討協力事業者が負う義務は、本件目的を達成するまで継続するものとします。

第10条（準拠法及び管轄）

本誓約書は、日本法に準拠するものとし、本誓約書に関する一切の係争については、東京地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とします。

以 上

電力広域的運営推進機関 殿
資源エネルギー庁 殿

本社所在地

会 社 名

印

秘 密 保 持 誓 約 書

当社は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）及び資源エネルギー庁が実施する北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集（以下「本募集」といいます。）に向けた先行的な情報提供において、第1条に定める情報の取扱いに関して以下のとおり誓約いたします。

第1条（定義）

本誓約書に定める秘密保持等の対象となる「情報」とは、「北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する実施案及び事業実施主体の募集に向けた先行的な情報提供に関する案内」（以下「本案内」といいます。）の別紙（先行的な情報提供の対象となる情報）に記載された情報をいいます。

第2条（適用除外）

前条の定めにかかわらず、以下の情報は秘密保持の対象外といたします。

- a) 提供を受ける前に既に保有している情報
- b) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- c) 本誓約書に違反することなく公知となった情報
- d) 広域機関、資源エネルギー庁又は関係する電気供給事業者が、第三者に提供可能であることを明記の上、提供した書類又は成果物に記載された情報

第3条（秘密の保持）

当社は、広域機関及び資源エネルギー庁に提出した情報管理体制図に基づき情報を適切に管理し、提出した情報管理体制図に変更があった場合には、遅滞なく広域機関及び資源エネルギー庁に変更した情報管理体制図を届け出ます。

第4条（目的外利用等の禁止）

当社は、広域機関又は資源エネルギー庁より情報の提供を受けた申請者（以下「情報受領者」といいます。）より提供された情報について、本募集における応募意思表示及び実施案の検討に限り利用することを目的とし、当社は、応募意思表示及び実施案の検討以外の目的で情報を利用（以下「目的外利用」といいます。）いたしません。

第5条（情報漏えい等の禁止）

当社は、情報受領者より提供された情報について、いかなる方法によっても情報を開示又は漏えい（以下「漏えい等」といいます。）いたしません。

第6条（情報漏えいを発見した場合の措置）

当社は、情報の漏えい等又は目的外利用を発見した場合、直ちに情報受領者、広域機関及び資源エネルギー庁に書面で通知いたします。この場合、当社は情報の拡散を防止するために、情報受領者、広域機関、資源エネルギー庁、関係する電気供給事業者その他の関係者に協力いたします。

第7条（誠実協議）

本誓約書に関する紛争が生じた場合には、当社は、情報受領者、広域機関、資源エネルギー庁、関係する電気供給事業者その他の関係者と友好的に解決するよう誠実に協議いたします。

第8条（提供された情報の破棄）

当社は、本募集において情報受領者が応募意思表明書の提出期日までに応募意思表明書を提出しなかった場合、情報受領者が広域機関から有資格事業者とならなかった旨の通知を受け取った場合、情報受領者が実施案の提出期日までに有資格者事業者として実施案の提出を辞退する旨の書類を広域機関に提出した場合又はその他広域機関若しくは資源エネルギー庁から指示があった場合、本誓約書の秘密保持等の対象となる情報（複写等した場合には当該複写物を含む。）を全て破壊し、又は復元できないよう消去した上で破棄し、破棄したことを報告いたします。

第9条（本誓約書の期間）

本誓約書により当社が負う義務は、本件目的を達成するまで継続するものとします。

第10条（準拠法及び管轄）

本誓約書は、日本法に準拠するものとし、本誓約書に関する一切の係争については、東京地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とします。

以 上

(様式3)

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

年 月 日

【提出者】

所在地

名称及び代表者の氏名

印

① 情報取扱者名簿

		氏名	個人住所 (※5)	生年月日 (※5)	所属部署	役職	パスポート 番号及び国籍 (※4)
情報管理 責任者(※1)	A						
情報取扱 管理者(※2)	B						
	C						
業務従事 者(※3)	D						
	E						

(※1) 応募意思表明及び実施案の検討に当たって情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 応募意思表明及び実施案の検討に当たって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取扱う可能性のある者。

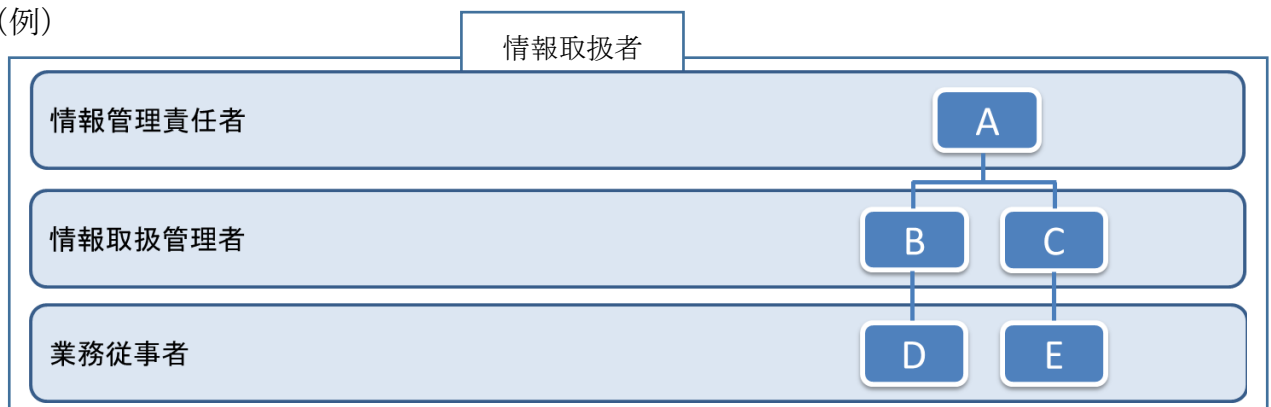
(※3) 実施案の作成に当たって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも提出することを要しないが、その場合であっても電力広域的運営推進機関又は資源エネルギー庁から求められた場合は速やかに提出すること。

② 情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 応募意思表明及び実施案の検討に当たって保護すべき情報を取扱う全ての者。
- ・ 応募意思表明及び実施案の検討に当たって最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

(様式4)

提供情報の開示に係る申請書

年 月 日

電力広域的運営推進機関 殿
資源エネルギー庁 殿

【提出者】

所在地

名称及び代表者の氏名

印

当社は、北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集に向けた先行的な情報提供において、当社が電力広域的運営推進機関又は資源エネルギー庁から提供を受けた情報（以下「提供情報」という。）について、応募意思表示及び実施案の検討に当たり、当該検討に必要な知見を有する事業者（以下「検討協力事業者」という。）に対して提供情報を開示する必要があるため、下記のとおり、当該検討協力事業者へ当該提供情報を開示することについて申請します。

記

1. 提供情報の開示を希望する検討協力事業者

事業者名：

代表者名：

住 所：

2. 提供情報の開示を希望する理由（検討協力事業者との関係性、提供情報の開示の必要性について具体的に記載すること）

--

3. 本申請に当たっての誓約事項への同意（以下に同意の上、☑を入れること）

（誓約事項）

- ☐ 当社は、当社が提出した本申請の内容に変更が生じた場合には、電力広域的運営推進機関に対して、速やかに再度申請をします。

- ☐ 当社は、「北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する実施案及び事業実施主体の募集に向けた先行的な情報提供に関する案内」に記載された「提供情報の使用承諾に係る遵守事項」について、提供情報の開示を希望する検討協力事業者にもその遵守を徹底させます。

以 上

(様式5)

秘密情報の破棄に関する報告書

年 月 日

電力広域的運営推進機関 殿
資源エネルギー庁 殿

【提出者】

所在地

名称及び代表者の氏名

印

当社は、北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する実施案及び事業実施主体の募集に向けた先行的な情報提供において、電力広域的運営推進機関又は資源エネルギー庁から提供された下記の情報について、下記のとおり破棄が完了したことを報告します。

記

1. 破棄した情報

--

2. 情報の破棄完了日

●年 ●月 ●日

3. 提出者連絡先

- (1) 部署名：
- (2) 社名：
- (3) 申請者名：
- (4) 住所：
- (5) 電話番号：
- (6) メールアドレス：

以 上

(様式6)

秘密情報の破棄の確認に関する報告書

年 月 日

電力広域的運営推進機関 殿
資源エネルギー庁 殿

【提出者】

所在地

名称及び代表者の氏名

印

当社は、北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する実施案及び事業実施主体の募集に向けた先行的な情報提供において、電力広域的運営推進機関又は資源エネルギー庁から提供され、検討協力事業者に提供した下記の情報について、下記のとおり検討協力事業者における破棄を確認したことを報告します。

記

1. 検討協力事業者の名称

2. 破棄した情報

--

3. 情報破棄の確認日

●年 ●月 ●日

4. 提出者連絡先

- (1) 部署名：
- (2) 社名：
- (3) 申請者名：
- (4) 住所：
- (5) 電話番号：
- (6) メールアドレス：

以上